

パブリックコメントの実施結果について

・特定外来生物被害防止基本方針(案)に係るパブリック・コメントを7月8日(木)から8月7日(土)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は9,489であり、寄せられた意見をテーマ別に整理したところ、延べ意見数は12,699件あった。その内訳は次の通りである。
 ・なお、7月15日と16日に大阪と東京で基本方針(案)に関する説明・意見交換会を開催し、それぞれ、42名と96名の参加があった。同説明会で出された意見についてもパブリック・コメントの意見として位置づけ、集計・とりまとめを行っている。

1. 意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	説明会	合計
個人	6,397	1,557	1,334	40	9,328
団体	38	101	22	—	161
計	6,435	1,658	1,356	40	9,489

※氏名、連絡先が明記されていない意見等、様式を満たしていないものを除く(計1,448件)。

2. テーマ別の意見件数 (延べ意見数 12,699件)

(1) 基本方針(案)に係る意見 4,348件

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

- ・全体に対し 2件
- 1 背景 1,044件
- 2 課題認識 43件
- 3 被害防止の基本的な方針 95件

第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

- ・柱書き及び全体に対し 20件
- 1 選定の前提 358件
- 2 被害の判定の考え方 139件
- 3 選定の際の考慮事項 164件
- 4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取 415件

第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

- ・柱書き及び全体に対し 31件
- 1 飼養等の許可の考え方 58件
- 2 個体の処分 33件
- 3 輸入の禁止 9件
- 4 譲渡し等の禁止 4件
- 5 放つこと、植えること又はまくことの禁止 250件
- 6 飼養等許可者に対する立入り等 0件

第4 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

- ・全体に対し 41件
- 1 防除の公示に関する事項 44件
- 2 防除の実施に関する事項 500件

第5 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

- ・全体に対し 3件
- 1 未判定外来生物 40件
- 2 種類名証明書の添付を要しない生物 5件
- 3 科学的知見の充実 21件
- 4 国民の理解の増進 44件
- 5 その他 31件

全般、その他

954件

(2) 個別の種の選定に係る意見について

8,351件

(※ 提出主体数を意見数とみなし集計。ただし、複数種について意見があった場合は各種毎に集計。)

・ブラックバス等	①指定に関する反対意見、及び指定に対し配慮を求める意見	7,785件
	②指定に関する賛成意見	315件
・ブラックバス、ブルーギル、ニジマス、雷魚等外来魚全般		192件
・セイヨウオオマルハナバチ		27件
・アライグマ		2件
・外来ハヤブサ類		1件
・セイヨウミツバチ		1件
・アルファルファタコゾウムシ		2件
・ミドリガメ、カミツキガメ、ワニガメ		4件
・ヤドクガエル		2件
・クワガタムシ、カブトムシ、甲虫類		3件
・餌用動物		1件
・植木、造園緑化用樹木		3件
・園芸植物		6件
・セイタカアワダチソウ		1件
・牧草、飼料作物		3件
・ニセアカシア		3件

特定外来生物被害防止基本方針（案）に係るパブリックコメントの 主な意見の要旨

※提出意見は約 9,000 件以上と非常に大量にあったが、主旨を同じくすると思われる意見内容が多かったため、同主旨のものをできる限り整理要約し、主な意見要旨を適当と思われる基本方針（案）の項目毎に並べた。

【基本方針の内容について】

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

1 背景

- ・選定の前提アと関係し、明治時代以降の表現は唐突の感があるため、「近代になって、人間活動の発展に伴い人と物資の移動が活発化し、・・・」にし、問題の時代を示しておいてはどうか。
- ・外来生物が利用されている用途の例示に、「園芸植物」を含むのであれば、それと同様に動物の場合の「愛玩飼養」「レクリエーション（釣り）」も含むべきである。
- ・「環境問題」であるにもかかわらず、農林水産業という特定の産業分野への影響のみが記述されているのは不自然。環境に依存して行われる産業は農林水産業のみではない。
- ・外来種による影響は不可逆的被害が多く、対費用効果の点からも予防原則に則るべきであり、生物多様性条約を尊重する立場より予防原則に則ることを明記すべき。
- ・背景として記されている一般的な「外来生物」の定義と本基本方針で定義する「外来生物」の定義を、読者がその違いを正しく理解できるよう明確な表現にすべき。
- ・生態系等に係る被害に関して、海外から導入されたか国内の他の地域から導入されたのかは関係が無い。国内移入種も特定外来生物の対象にすべきである。

2 課題認識

- ・外来生物だけでなく、「在来生物」についても定義をしておいた方がよい。
- ・予防原則から考えて、国境管理による水際規制が最も効果的であり、侵略的な外来生物による被害防止は、我が国に持ち込まない旨の文章に修正すべき。

3 被害防止の基本的な方針

- ・定着した外来生物には、計画的かつ順応的管理が必要不可欠であり、「計画的に」を「計画的かつ順応的に」にすべきである。
- ・「特定外来生物として規制を検討する際に、その役割について考慮することが必要である。」という記述には賛成であり、社会的、経済的観点、又は文化や人々の生活の中に溶け込んでいる外来生物については十分に考慮していただきたい。
- ・この基本方針は、日本固有生物被害の原因は外来生物にあるという考えの元に成り立っているが、開発による固有生物の生息地の減少や悪化、治水工事による産卵場所の減少、地

球温暖化などを無視して、外来生物をなくせば固有生物が守られるというのは違うのではないか。

- ・自然とふれあう機会の一つが釣りであり、生計をたてる人、自然と遊ぶ人、いろいろな関わり方があるので、税金の無駄遣いにならないようにしてほしい。
- ・予防原則に立てば原産国での研究があれば規制は可能である。このため、調査研究の記述部分において「日本国内における事例を必要としない」という一文を加えるべき。

第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

1 選定の前提

- ・「既に産業や社会で管理されている外来生物は選定の対象にしない」という記述を追加してほしい。
- ・「海外との物流が増加」したのは、高度経済成長期とするのが妥当であるため、明治元年以降ではなく、例えば 1970 年以降に変更願う。

2 被害の判定の考え方

- ・樹洞営巣性の動物などでは、営巣場所をめぐる競合が顕著であるため、「餌動植物などに係る在来生物との競合」とすべき。
- ・「我が国固有の生態系」とは何を指すのか不明確である。
- ・「回復困難な被害」に限定すれば適応範囲が極めて狭くなるおそれがあるため、「重大な被害」に置き換えるべき。
- ・生態系への影響（被害）をもたらす要因を、国内への外来生物導入のみに限定しているように見受けられる。環境変化による生態系への影響の認識とその対策への言及が必要。
- ・農林水産業は、方向性のみを言えば自然や生態系に対して負荷であるので特定外来生物と同じ位置にある。よって、(ウ)は削除または農林水産業以外の産業を追加すべき。
- ・「活用する知見の考え方」において、国内に知見があるものについては国外の知見が全く活用できないように読める。国内の知見だけでは不十分でも国外の知見を準用できるよう「いずれか」を削除するか、「いずれか、又は両方」と改めるべき。
- ・「国内で被害を生じるおそれがあると認められる場合」ではあまりにも判断基準が曖昧すぎる。せめて「おそれ」は「可能性」とすべき。

3 選定の際の考慮事項

- ・どのように考慮し判断されたのかを明らかにできるよう、指定の際には判断理由を必ず公表するようにしてほしい。
- ・「社会的に積極的な役割を果たしている外来生物について特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響に考慮する」という記述に賛成であり、文化や余暇という生活の中にすでに溶け込んでいる外来生物については、指定する場合に十分に配慮すべき。
- ・身近な自然における子供の遊びに使われたり、食用とされているような外来生物については、特定外来生物に指定すると扱いが困難となり得られる利益はあまりない。既に広く分布している外来生物は指定しない判断も必要ではないか。

- ・ 特定外来生物に指定して厳しい制限を行うとともに、駆除に莫大な費用をつぎ込むより、むしろ有効利用を促進した方が公益に資するのではないか。
- ・ 国の勝手な考えで生き物を入れ、また一方的な考えで指定をし、すでに自然の一部になっている生き物達を税金を無駄に使って駆除するのは止めてほしい。
- ・ 外来生物よりも人間による生態系の変化の方が大きい。外来生物対策の前に、自然環境をよりよいものにすることが先ではないか。
- ・ 外来生物であろうがなかろうが、「命」というものを粗末に扱う法律には絶対反対。
- ・ 「外来生物」はすごく差別的な表現。外来生物だけに限定するのではなく、在来種であっても明らかに人の生命、身体への被害が想定される生物は駆除するべきではないか。

4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取

- ・ 意見聴取に関しては、委員会形式、個別ヒアリングとも詳細に記録を取り、選定過程の透明性を確保するべきである。
- ・ 意見を聞く学者に、倫理学、社会学、経済学の学者も含めるよう要望する。
- ・ 社会的・経済的に役立っているものは選定にあたって十分考慮されるのであれば、最終的に影響を受ける当該生物を利用する者等関係者の意見を必ず聴取すること。
- ・ 学者と利用者の意見を対等に評価し、利用者の意見を委員会形式で聞くよう要望する。
- ・ 科学的データに基づき、第三者機関で公平な調査を行わなければならない。
- ・ 2000 種に及ぶ 外来生物の中から特定外来生物をたった数ヶ月で選別する事は物理的に不可能。まずは十分な調査と協議が必要。
- ・ ある生物を国家が害悪であると「指定」するのであれば、当然、科学的データと正しい知見に基づいたものでなければならないはずであり、それに付随しての説明責任も負うと思う。
- ・ このようなパブコメはホームページ上だけでなく、公共の電波、紙上等々でも語りかけるべきで、もっと時間をかけて多方面から意見を求め、検討するべき。
- ・ 今回のような重要な問題に係る説明会を、東京・大阪のそれぞれわずか一回のみの開催でいいのか。
- ・ WTOだけでは、定義が狭すぎるため「貿易措置との関係」「・・・(SPS協定)、OIEに・・・」とすべき。

第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

1 飼養等の許可の考え方

- ・ 「特定外来生物を飼養、栽培、保管又は運搬する行為は原則禁止とし」について、行為の事例の最初に「輸入」も含めるべき。
- ・ 基本的に外来生物の繁殖は行うべきではなく、どうしても繁殖をさせる必要がある場合のみ認可制にすべきである。
- ・ 特定外来生物の指定前から飼養されていた個体について、飼養に必要な施設や経過措置等について、国民への情報提供を十分に行うとともに、飼育困難となった場合の受け皿等を整備するなど、法施行に伴う遺棄等を未然に防ぐことが重要である。

5 放つこと、植えること又はまくことの禁止

- ・「特定外来生物を捕獲又は採取した直後に放つ等の行為は本法第9条の対象とならない」という記述に賛成であり、当該記述を修正しない様に要望する。
- ・捕獲直後に「放つ等の行為は本法9条の対象とはならないが」の表現は、法の趣旨からして違和感があり、削除すべきである。

第4 特定外来生物の防除に関する基本的な事項

1 防除の公示に関する事項

- ・防除については、費用対効果や実現可能性の点から合理的である場合に限り行うことを明記すべき。
- ・「必要な期間の延長や防除区域の変更等が行えるようにする。」としてほしい。
- ・「必要な期間」の基準が見えない。あいまいな基準に対して「防除の目標」を立てても、結果として残るのは膨大な税金消費と、不完全な防除結果ではないか。

2 防除の実施に関する事項

- ・「緊急的に行う防除」の定義を明確にすること。
- ・利用者も計画の作成や実行方法の検討に参加できるようにしてもらいたい。また、防除実施計画の実施可能性及び実行状況を分析・評価する場にも利用者が参加することができるよう要望する。
- ・法に照らして所有者等の理解は必須条件ではなく、実務的な見地から修文すべき。
- ・防除によって起こる変化は、特定外来生物自体にとどまるものではなく、互いに影響しあっている様々な生物に及ぶものである。したがって、防除の実施による在来生物の増減、防除対象以外の外来生物の増減などについてもモニタリングの対象とし、生態系全体を把握するようにすべきである。
- ・「社会の役に立っている特定外来生物については、関係者と十分調整を図った上で、防除計画を策定する」などの記述の追加を要望する。また、大きな役割とは国土保全等に加えて、「社会的」・「文化的」・「生活的」記述の追加を要望する。
- ・防除の際の混獲や誤捕獲をさけるとともに防除したくない人に駆除を強要しないよう「不特定多数の人を防除に強制的に参加させない」といった記述を追加してほしい。
- ・混獲や誤捕獲を回避し、駆除が適切に行われなかった場合の責任の所在を明らかにするため、駆除を行う全ての人を登録制にして、駆除する際には登録証を携帯する様にすべき。
- ・鳥獣保護法だけでなく、漁業法等の他の法律についても同様の定義を行う様にしてほしい。
- ・個人、団体などが、勝手な理由などで計画にない防除活動が行われないようにするため、計画に無い防除は禁止してほしい。
- ・外来生物といえども既に移入後長期間が経過していて、地域の生態系の重要な構成種になっているような場合、むやみに防除することによって生態系のバランスを壊し、環境悪化の原因になることも考えられ、この点、留意事項として明記すべき。

第5 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

1 未判定外来生物

- ・未判定外来生物を輸入しようとする者から科学的知見をできる限り提出させるべきである。
- ・未判定外来生物の判定をどのような体制で実施するのかについてもっときちんと明記すべき。

2 種類名添付証明書の添付を要しない生物

- ・「外来生物の種類名同定のためのデータベースを構築し、関係府省が連携して特定外来生物の識別マニュアル等税関等における審査の円滑化を図るよう努める。」と修正すべき。

3 科学的知見の充実

- ・情報の早期収集にはできるだけ多くの監視の目が必要であり、「専門家」のみならず「NGO・NPO」との協力による幅広いネットワーク作りが不可欠であり、文言を「専門家・NGO・NPO」に拡大すべきである。
- ・地域を対象として要注意対象地域、また生物種を対象とした要注意種リストを設け、現段階では判断のつかないグレーの部分についても常に監視していく体制を設ける必要がある。

4 国民の理解の増進

- ・動植物を取り扱う業者や個人飼養者においても、外来種の逸出の危険性や根本的な外来種の問題の理解が深まるよう業界団体への働きかけや教育の機会を設けることも必要である。
- ・この法律が、いわゆる国内移入種を対象としていないことから、国境を基準として国外移入種こそが問題であるという誤解を生みやすいので、誤解のないよう配慮すべき。

5 その他

- ・非意図的導入はフリーパスであるような誤解をしやすい表現であるので、「人体に付着あるいは物資への混入等、輸入、飼養等をその他の取扱いの意思なくなされる導入については、本法の処罰の対象ではない。」に改めるべき。
- ・非意図的導入についても生態系被害のおそれがあり、極力これを防止する必要があるから、過失による持ち込みを抑止するような文言を付加すべきである。

【個別の外来生物に係る特定外来生物指定に関する意見の例】

---ブラックバスを特定外来生物に指定することに反対。

---ブラックバスを短期間で指定するのではなく、関係者が納得するまで十分な議論をしてほしい。

---バス釣りをライセンス制にし、入漁料や税金をとって、その資金を自然保護に回すべき。

---ブラックバス、ブルーギル等は特定外来生物に指定すべき。

---セイヨウオオマルハナバチを特定外来生物の対象から除外するよう要望する。

---セイヨウオオマルハナバチについて、今後も農業用資材として農家が使用できるよう配慮と、仮に選定された場合に農業用ハウスにネットを展長することが主務大臣の許可をもって認められる施設基準となるよう検討されたい。

【個別の種について提出された主な意見の概要】

<ミドリガメ、カミツキガメ、ワニガメ> 4件

		無責任な飼養者がミドリガメを遺棄し、帰化したからといって、遺棄とは関係のない、むしろ遺棄することに反対している飼養者までが規制されることには納得がいかない。むしろ、無責任な飼養者が増える原因であるホームセンター等でのミドリガメの販売規制を行うべき。
		ミドリガメ、カミツキガメ、ワニガメの3種に限って、10cm以下の幼体は販売しない、許可制又はマイクロチップ埋込を義務づけることで個体の遺棄は激減できる。一律に規制する必要はない。
		現在飼養している個体以外は許可がでないと聞かすが、カメは何十年も生きることから一生飼育できる飼い主はおらず、飼えなくなったカメを殺処分のため持ってくる人もいない。引受先に新しい飼養許可がでないのであれば、国内に数万個体は飼われていると推測されるカミツキガメが行き場を失い、池や川にあふれることになる。このような個体数の多い生物は、危険動物としての規制で十分であり、指定すべきではない。
		既に相当数のカメが飼われていることを考えれば、許可条件を現実的なものとしなければ、遺棄する人が増える。新しい飼い主を探せる機関、ショップがないと逆にカミツキガメを野に放つ人が増えてしまう。

<ヤドクガエル> 2件

		ヤドクガエルは毒を持つため、特定外来生物の候補にあげられているが、飼育下のヤドクガエルは無害になり、かつ非常に高価なカエルであるため、野外に放つことは考えられない。何故、規制が必要なのか分からない。
--	--	--